

目 次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 採用、昇進、異動、退職等（第5条～第16条）
- 第3章 勤務の基本原則（第17条～第25条）
- 第4章 労働時間、休憩、休日及び休暇等（第26条～第36条）
- 第5章 給与（第37条～第39条）
- 第6章 出張及び旅費（第40条～第41条）
- 第7章 表彰及び懲戒（第42条～第46条）
- 第8章 安全及び衛生（第47条～第50条）
- 第9章 災害補償（第51条）
- 第10章 定年、退職、再雇用（第52条～第56条）
- 第11章 解雇（第57条～第62条）
- 第12章 退職金（第63条）
- 第13章 苦情処理（第64条）
- 第14章 公益通報（第65条）
- 第15章 旧姓使用（第66条）
- 第16章 就業規則の改廃と過半数代表者の選出（第67条）
- 第17章 雑則（第68条）

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、国立大学法人愛知教育大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の労働条件、その他の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

（職員の定義）

- 第2条 この規則において、職員とは専任の教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手、副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭）、研究員、事務職員、技術職員をいう。（適用範囲等）

- 第3条 この規則は、専任の職員及び期間を定めて雇用する職員に適用する。

- 2 愛知教育大学大学院実務家教員の任用に関する取扱要領Ⅱ及びⅢにより任用するところの大学院特任教授及び特任准教授の就業に関する規則については、別に定める国立大学法人愛知教育大学大学院特任教授及び特任准教授就業規則による。

- 3 期間を定めて雇用する非常勤職員の就業に関する規則については、別に定める国立大学法人愛知教育大学非常勤職員就業規則による。また、期間を定めずに雇用する非常勤職員の就業に関する規則については、別に定める国立大学法人愛知教育大学無期雇用非常勤職員就業規則による。

- 4 定年退職後に再雇用する職員の就業に関する規則については、別に定める国立大学法人愛知教育大学再雇用職員就業規則（以下「再雇用就業規則」という。）による。（規則の遵守）

- 第4条 大学及び職員は、誠実にこの規則を遵守しなければならない。

第2章 採用、昇進、異動、退職等

第1節 採用

（採用）

- 第5条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

- 2 職員の採用に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員採用等に関する規程による。

（赴任）

- 第6条 職員に採用された者は、速やかに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、採用日から1週間以内に赴任するものとする。

（労働条件の明示）

- 第7条 学長は、職員の採用に際しては、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 労働契約の期間に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

五 退職に関する事項

六 安全及び衛生に関する事項

七 災害補償に関する事項

八 表彰に関する事項

九 休職に関する事項

（試用期間）

- 第8条 新たに採用された職員に対しては、6ヵ月間（附属学校の教諭等については、1年間）を試用期間とする。ただし、学長が特に認める場合は、試用期間を短縮又は免除することができる。
- 2 試用期間中に、職員として不適格と認められた者は、解雇することができる。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇進及び降格

（勤務評価）

- 第9条 大学は、職員に対して評価を実施する。
- 2 職員の評価の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

(昇進及び降格)

- 第 1 0 条 職員は、前条に規定する評価等に基づいて学長が行う。
- 2 大学教員の昇進及び降格に関し必要な事項は、学長が定める。

第 3 節 異動

(配置転換)

- 第 1 1 条 学長は、業務上必要がある場合は、職員に対して、職務に従事する場所及び従事する職務の変更（以下「配置転換」という。）を命ずることがある。

- 2 配置転換は、事前に本人の意見・事情を聴き、職員の家族的責任などを考慮して公正に実施しなければならない。

(出向)

- 第 1 2 条 学長は、業務上必要がある場合は、職員に対して、大学に在籍したままで出向を命ずることがある。
- 2 出向は、事前に本人の意見・事情を聞き、職員の家族的責任などを考慮して公正に実施しなければならない。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員出向規程による。

(転籍)

- 第 1 3 条 学長は、業務上必要がある場合は、大学と職員の間で締結した労働契約を解消し、当該職員を他の国立大学法人、国、又はその他の関係機関へ転籍させることがある。

- 2 学長は、前項に規定する転籍をさせるときは、本人の同意を得て行う。

第 4 節 休職及び復職

(休職)

- 第 1 4 条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを休職にすることができ

る。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 三 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- 四 派遣先からの通知又は要請により、他大学等において、研究、調査、国際交流等に従事する場合

- 五 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

- 3 休職の取扱いに関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員休職規程による。

(休職の期間)

第 1 5 条 削除

(復職)

第 1 6 条 削除

第 3 章 勤務の基本原則

(勤務の根本原則)

- 第 1 7 条 職員は、国大法に定める国立大学の使命を自覚するとともに、愛知教育大学憲章の精神に則り、その職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

(遵守義務)

- 第 1 8 条 職員は、その職務の遂行にあたり、法令及び就業規則等を遵守しなければならない。
- 2 職員は、職務上の権限を濫用してはならない。
- 3 職員は、本学の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 職員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(均等待遇)

- 第 1 9 条 職員は、法の下に平等であって、民族、国籍、思想信条、性別、社会的身分又は門地により、賃金、労働時間その他の労働条件に関し差別されない。

- 2 大学は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を遵守し、女性が雇用管理のすべてにおいて性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した生活を営むことができるように努めなければならない。

(ハラスメントの防止)

- 第 2 0 条 職員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び差別や偏見やいじめ等の人権侵害（以下「ハラスメント」という。）をいかなる形でも行

ってはならず、それらの防止に努めなければならない。

- 2 学長は、ハラスメントを防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 ハラスメントの防止に関して必要な事項は、学長が定める。

(職員の倫理)

- 第 2 1 条 職員は、大学の業務の公共性を自覚し、公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員の倫理に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学役職員倫理規程による。

(研修)

- 第 2 2 条 職員は、その職責を遂行するために、研修に努めなければならない。

- 2 学長は、職員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

- 3 学長は、職員に対して研修を命ずることがある。

- 4 教育職員は、本務の遂行に支障のない限り、本属長（学長又は校長）の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

- 5 その他研修に関して必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員の研修に関する規程による。

(長期研究・長期研修制度)

- 第 2 2 条の 2 職員は、派遣先からの通知又は要請等により、学長が許可した場合、職務の全部又は一部を免除され、一定の期間、教育研究機関等において研究又は研修を行うことができる。

- 2 長期研究・長期研修制度に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員長期研究・長期研修制度規程による。

(サバディカル制度)

- 第 2 3 条 職員は、学長が許可した場合、職務の全部又は一部を免除され、一定の期間、自己研修に専念すること（以下「サバディカル制度」という。）ができる。

- 2 サパティカル制度に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員サパティカル制度規程による。
- (兼業)
- 第244条 職員は、学長の許可を受け、他の団体等の業務に従事することができる。
- 2 兼業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員兼業規程による。

(知的財産権)

- 第255条 職員は、職務上発明等をした場合は、速やかに学長へ届けなければならない。
- 2 発明等に係る知的財産権に関し必要な事項は、学長が定める。

第4章 労働時間、休憩、休日及び休暇等

(労働時間)

- 第266条 職員の労働時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務上必要がある場合には、労基法の所定の範囲内で別に定めることができる。
- (休憩時間)
- 第277条 休憩時間は、午後0時から午後0時45分までとする。
- 2 労働時間が7時間45分を超える場合の休憩時間は、前項の休憩時間のほか、午後5時から午後5時15分までとする。

(休息時間)

- 第288条 削除
- (労働時間の特例)
- 第299条 学長は、第26条第1項の規定にかかわらず、職員について、労使協定の定めるところにより、変形労働時間制を採用することができる。
- 2 学長は、第26条第1項の規定にかかわらず、職員について、労使協定の定めるところにより、フレックスタイム制を採用することができる。

(休日)

- 第303条 休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律に定める休日
- 四 12月29日から翌年1月3日までの日
- 五 その他大学が指定する日
- (年次休暇)
- 第313条 職員は、毎年1月1日からの1年間につき20日の年次休暇を受けることができる。ただし、職員が採用された年の年次休暇は次のとおりとする。

採用月	1月	2月	3月	4月
付与日数	20日	18日	17日	15日

採用月	5月	6月	7月	8月
付与日数	13日	12日	10日	8日
採用月	9月	10月	11月	12月
付与日数	7日	5日	3日	2日

(妊産婦である職員の就業制限)

- 第323条 学長は、妊娠中及び産後1年を経過しない職員が請求した場合、時間外・休日労働及び深夜業をさせてはならない。
- (母性健康管理のための措置)
- 第333条 妊娠中及び産後1年を経過しない職員は、母子健康法に定める健康診査又は保健指導を受診するための時間並びに医師等の指導事項を遵守するための労働時間の短縮、通院、その他必要な措置を請求することができる。
- (産前産後の休暇等)
- 第344条 8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の職員が請求した場合には、産前の休暇を与える。
- 2 産後は本人の請求の有無にかかわらず出産日の翌日から8週間の休暇を与える。
- (労働時間、休日、休暇等に関する規程)
- 第355条 職員の労働時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程による。

(育児・介護休業)

- 第366条 3歳に満たない子の育児のために休業することを希望する職員は、申請に基づき育児休業をすることができる。
- 2 職員のうち、要介護状態にある家族の介護を行う職員は、申請に基づき介護休業をすることができる。
- 3 育児休業、介護休業等に関し必要な事項については、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程による。

第5章 給与

(給与)

- 第377条 給与は、本給及び諸手当とする。
- 2 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。
- (給与の支給日)
- 第388条 本給及び諸手当（期末手当及び勤勉手当は除く。）の支給日は、原則として、毎月17日とする。
- 2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、原則として、6月30日及び12月10日とする。

(給与規程)

第 3 9 条 その他給与について必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員給与規程による。ただし、年俸制適用職員の給与については、国立大学法人愛知教育大学年俸制適用職員給与規程によることとし、年俸制適用教育職員の給与については、国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員給与規程による。

第 6 章 出張及び旅費

(出張)

第 4 0 条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

- 2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、すみやかに報告しなければならない。(旅費)

第 4 1 条 前条の規定による出張又は住所地の移動を伴う異動を命じられた者には、別に定める国立大学法人愛知教育大学旅費規程により、旅費が支給される。

第 7 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 4 2 条 次の各号の一に該当する職員は、表彰を受ける。

- 一 学術上国際的、全国的に優れた研究業績があったと学長が認めた者
- 二 教育実践上優れた功績があったと学長が認めた者
- 三 職務上の功績が特に顕著であると学長が認めた者
- 四 大学法人の名誉となり又は役職員の模範となる善行を行い、学長が認めた者
- 五 定年退職者
- 六 永年勤続し、勤務成績の良好な者
- 七 その他学長が必要と認めるとき

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学役職員表彰規程による。(懲戒の事由)

第 4 3 条 次の各号の一に該当する職員は、懲戒処分を受ける。

- 一 正当な理由なしに無断欠勤をした場合
 - 二 正当な理由なしにしばしば勤務を怠った場合
 - 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
 - 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
 - 五 本学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
 - 六 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱した場合
 - 七 重大な経歴詐称をした場合
 - 八 性的言動等により、職場の環境を悪化させ、又は、就業上・修学上の利益又は不利益に影響を与え、若しくは、それを条件として、性的誘いかけ等をした場合
 - 九 職務上知り得た個人情報等を意図的に学外に漏らし、又は漏らそうとしたとき
 - 十 その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる行為があった場合
- (懲戒の種類)

第 4 4 条 懲戒の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 懲戒解雇 第 5 9 条及び第 6 0 条の規定に準じて解雇する。

- 二 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、3 0 日前に予告して、若しくは 3 0 日以上の平均賃金を支払って解雇する。

- 三 停職 6 月以内を限度として出勤を停止し、その間の給与を支給しない。

- 四 出勤停止 始末書を提出させるほか、1 日以上 1 0 日以内を限度として出勤を停止し、その間の給与を支給しない。

- 五 減給 始末書を提出させるほか、給与を減じる。ただし、1 回の額は平均賃金の 1 日分の半額、また総額は当該期間中における給与の総額の 1 0 分の 1 を越えないものとする。

- 六 戒告 始末書を提出させて将来を戒める。

- 2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員懲戒規程による。(自宅待機)

第 4 5 条 学長は、懲戒処分が決定するまでの間、当該職員に自宅待機を命ずることができる。(訓告等)

第 4 6 条 懲戒処分その他、職務を遂行し、規律を保持するために必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意を文書等により行う。

第 8 章 安全及び衛生

(安全及び衛生の管理)

第 4 7 条 学長は、職員の危険防止、健康増進及び快適な職場環境の実現をめざして、必要な措置をとらなければならない。

- 2 職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学安全衛生管理規程による。

(協力義務)

第 4 8 条 職員は、安全衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、学長が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(健康診断等)

第 4 9 条 学長は、職員に対し、採用の際及び毎年定期又は臨時に健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。

- 2 学長は、前項の健康診断の結果必要と認めるときは、職員に対し就業の禁止、就業時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

- 3 職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

- 4 学長は、法令の定めるところにより、長時間の労働により疲労の蓄積が認められる職員に対し、その者の申出により、医師による面接指導を行うものとする。(就業禁止)

第 5 0 条 職員は、自己、同居人又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある場合は、直ちに所属長に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 前項の届出の結果必要と認める場合には、学長は当該職員に就業の禁止を命ずることができる。

第 9 章 災害補償

(災害補償)

第51条 職員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上において災害を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）の定めるところによる。

2 前項に定める労災法による給付以外の補償給付に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員災害補償規程による。

第10章 定年、退職、再雇用

(定年)

第52条 職員の定年は次の各号のとおりとし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職とする。

- 一 大学の教育職員は満63歳とする。
- 二 前号以外の職員は満60歳とする。

(退職)

第53条 職員が、次の各号の一に該当するときは、当該事由ごとに定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- 一 退職を願い出て学長が受理したとき 大学が退職と認めた日
- 二 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の3月31日
- 三 大学の役員に就任したとき 就任日の前日
- 四 国立大学法人愛知教育大学職員退職規程第3条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき 休職期間が満了した日
- 五 期間を定めて雇用されている場合は、その期間が満了したとき 雇用期間が満了した日
- 六 死亡したとき 死亡日

2 前項第1号により職員が退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。学長は、業務上特に支障のない限り、これを受理するものとする。

3 削除

4 早期退職制度に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員の早期退職に関する規程による。

(借用物品の返還)

第54条 退職又は解雇により職員の身分を失った者は、身分証明書、共済組合員証その他大学が貸与したものの及び業務に関して入手した資料などを大学に返還しなければならない。

(退職時の証明)

第55条 学長は、退職者から労基法第22条に定める証明書の交付の請求を受けた場合は、遅滞なくこれを交付する。

(再雇用)

第56条 第53条第1項第2号の規定により退職した職員のうち、定年後も引き続き雇用されることを希望する者については、再雇用就業規則により65歳まで再雇用する。

第11章 解雇

(解雇の事由)

第57条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇することができる。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 二 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 三 身体若しくは精神の衰弱、故障その他により勤務に堪えないと認められる場合
- 四 業務に適合せず、改善に見込みのない場合
- 五 試用期間中又は試用期間満了時に職員として不適格であると認められた場合
- 六 その他前各号に掲げる事由に準ずる重大な事由がある場合

(解雇制限)

第58条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間には解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず労災法に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合、又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 第34条に定める産前産後の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第59条 第57条の規定により、職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は労基法第12条に規定する30日分以上の平均賃金を支払うものとする。

ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合は行政官庁の認定を受けた場合はこの限りでない。

- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

(解雇手続)

第60条 学長は、第57条の規定により職員を解雇する場合は、書面により解雇事由の通知を行う。

(整理解雇)

第61条 学長は、経営上及び業務上やむを得ない場合で、次の各号に掲げる基準をみたしたときは、職員を解雇することができる。

- 一 人員整理を行う経営上の必要性が存在すること
 - 二 人員整理としての解雇を回避する努力義務を履行すること
 - 三 被解雇者の選定が、客観的で合理的な基準によりなされること
 - 四 被解雇者及び労働組合に対して事前に説明し、納得を得るよう誠実に協議を行うこと
- 2 前項の規定により解雇する場合は、前3条の規定を適用する。

(解雇時の証明)

第62条 学長は、被解雇者又は解雇予告された者から労基法第22条に定める証明書の交付の請求を受けた場合は、遅滞なくこれを交付する。

第12章 退職金

(退職金)

第63条 職員が退職し、又は解雇された場合は、勤続年数及びその事由に応じて退職金を支給する。ただし、職員が次の1号、3号及び4号に該当する場合には退職金の全部を支給せず、2号に該当する場合は、退職金の全部又は一部を支給しない。

- 一 勤続6月未満で退職した場合
- 二 懲戒解雇された場合
- 三 再雇用された職員が退職した場合
- 四 年俸制適用職員が退職した場合

2 職員の退職金に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程による。

第13章 苦情処理

(苦情処理)

第64条 学長は、職員からの労働条件その他の人事管理に関する苦情の解決を図るため、相談窓口を設置する。

2 職員から寄せられた苦情は、別に定める国立大学法人愛知教育大学職員苦情相談規程に基づき、学長が処理する。

第14章 公益通報

(公益通報)

1 第65条 学長は、職員等から組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報に対応するために必要な措置を講じなければならない。

1 2 公益通報の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める国立大学法人愛知教育大学公益通報制度規程による。

第15章 旧姓使用

(旧姓使用)

第66条 学長は、職員から旧姓使用の申し出があった場合、これを許可することができる。

2 旧姓使用の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

第16章 就業規則の改廃と過半数代表者の選出

(就業規則の改廃等)

第67条 この規則を改廃する場合は、当該事業場の職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の意見を聴いて行うものとする。

2 過半数代表者は、民主的手続きにより、選出されなければならない。

3 過半数代表者の選出に関し必要な事項は、学長が定める。

第17章 雑則

(損害賠償義務)

第68条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部を賠償するものとする。

附 則

1 この規則は、2004年4月1日から施行する。

2 国大法附則第4条の規定により承継された愛知教育大学職員が法人の成立日に役員となった場合の職員としての退職日は、第53条第1項第3号の規定にかかわらず、2004年4月1日とする。

附 則 (2005年規程第5号)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2005年規程第32号)

この規則は、2005年5月30日から施行する。

附 則 (2005年規程第35号)

この規則は、2005年7月4日から施行する。

附 則 (2006年規程第5号)

この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2006年規程第71号)

この規則は、2006年11月13日から施行する。

附 則 (2007年規程第11号)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年規程第30号)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年規程第38号)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年規程第102号)

この規則は、2008年12月24日から施行する。

附 則 (2009年規程第14号)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年規程第26号)

この規則は、2009年5月26日から施行する。

附 則 (2009年規程第31号)

この規則は、2009年6月23日から施行し、第2条及び第29条第3項は、2009年7月1日、第63条は、2009年4月1日から適用する。

附 則 (2010年規程第56号)

この規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2011年規程第28号)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2013年規程第22号)

この規則は、2013年4月1日から施行する。

1 この規則は、2013年4月1日から施行する。

2 再雇用を希望する者が、第57条各号に規定する事由（第5号を除く。）又は退職事由（定年事由を除く。）に該当しない者であって、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）附則第3条に基づき、な

お効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定める基準に該当する者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

区 分	年 齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

附 則（2014年規程第31号）

この規則は、2014年11月11日から施行する。

附 則（2016年規程第13号）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2017年規程第26号）

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2018年規程第37号）

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2019年規程第12号）

この規則は、2019年4月1日から施行する。

目次

- 第1章 総則
- 第2章 雇用、休職及び復職等
- 第3章 所定労働時間、休日及び休暇等
- 第4章 給与
- 第5章 雑則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号。以下「就業規則」という。）第56条の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学（以下「大学」という。）に再雇用する職員（以下「再雇用職員」という。）の就業に関して、必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。
- (定義)
- 1 第2条 この規則において「再雇用職員」とは、就業規則第53条第1項第2号の規定に基づき定年退職した職員のうち、引き続き雇用された職員をいう。
- 1 2 この規則において「再雇用常勤職員」とは、前項の規定に基づき雇用された教育職員、事務職員及び技術職員のうち、1週当たり5日勤務で、かつ、1日につき7時間45分勤務する職員をいう。
- 3 この規則において「再雇用パートタイム職員」とは、第1項の規定に基づき雇用された事務職員及び技術職員のうち、1週間当たり35時間を超えない範囲内で勤務する職員をいう。

- (規則の遵守)
- 第3条 大学及び再雇用職員は、誠実にこの規則を遵守しなければならない。

第2章 雇用、休職及び復職等

(雇用の方法)

- 第4条 再雇用職員の雇用は希望者全員に対して行う。ただし、就業規則第57条各号（第5号を除く）に該当する者についてはこの限りではない。

(雇用期間)

- 第5条 再雇用職員の雇用期間は、定年退職日の翌日から満65歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。

(労働条件の明示)

- 第6条 大学は、再雇用職員の雇用に際しては、給与、労働時間、雇用期間等を記載した文書を交付するものとする。
- (試用期間)
- 第7条 再雇用職員には、試用期間を設けない。

(所属及び職務)

- 第8条 再雇用職員の所属は、原則として、定年前の所属とする。ただし、事務職員にあっては、学長が命じる。
- 2 再雇用職員（附属学校教育職員を除く。）は、次表に定める職務が免除される。ただし、学長の命により特に必要と認めるときはこの限りではない。

大 学 教 育 職 員	事 務 職 員
1. 教授会出席 2. 教育研究評議会評議員 3. 教職員会議出席 4. 学系評議員会議出席 5. 各種委員会委員 6. 入試監督業務	1. 部課長会議出席 2. 教職員会議出席 3. 職員会議出席 4. 各種委員会運営

(配置換え)

- 第9条 再雇用職員（教育職員を除く。）は、業務上の都合により配置換を命ぜられることがある。
- 2 前項の規定に基づき配置換を命ぜられた再雇用職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。
- (退職)

- 第10条 再雇用職員が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職とし、再雇用職員としての身分を失う。
- 一 雇用期間が満了したとき 雇用期間が満了した日
- 二 退職を願い出て学長が受理したとき 大学が退職と認めた日
- 三 大学の役員に就任したとき 就任した日の前日
- 四 死亡したとき 死亡した日
- 2 再雇用職員が、前項第2号により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。学長は、業務上特に支障のない限り、これを受理するものとする。

(退職手当)

- 第11条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

(休職)

- 第12条 再雇用常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にすることができる。
- 一 心身の故障のため、長期の療養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 三 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- (休職の期間)

- 第13条 前条第1号の規定による休職の期間は、原則として、引き続き病気休暇を取得した日から起算して90日を経過した日から1年を超えない範囲内において定める。
- 2 前条第2号の規定による休職の期間は、当該事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、1年を超えない範囲内において定める。

- 3 前条第3号及び第4号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも1年を超えない範囲内において定める。
- (休職の手続)
- 第14条 休職の手続は、医師の診断書等、必要な書類に基づき行う。
- 2 再雇用常勤職員に休職を命じる場合には、事由を記載した説明書を交付して行わなければならない。ただし、再雇用常勤職員の意に反しない休職の場合には、発令内容に対して同意書を事前に提出させ、説明書は交付しないものとする。

(復職)

第15条 学長は、休職中の再雇用常勤職員の休職事由が消滅したと認められた場合、又は休職期間が満了した場合には、速やかに復職させる。ただし、第12条第1号の休職については、再雇用常勤職員が休職期間満了までに、医師の診断書とともに復職を願い出て、産業医による復職面接を行い、休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職させるものとする。

2 前項の場合、学長は原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件その他のを考慮し、他の職に就かせることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、休職の期間が満了し、休職事由がなお消滅しないときは、退職するものとする。

(休職中の身分)

第16条 休職中の再雇用常勤職員は、再雇用職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 第3章 所定労働時間、休日及び休暇等

(再雇用常勤職員の所定労働時間)

第17条 再雇用常勤職員の所定労働時間は、休憩時間を除き、1週間（日曜日から土曜日までとする。）につき38時間45分、1日につき7時間45分とする。ただし、労使協定を締結し、専門業務型裁量労働制を適用した大学教育職員が所定労働日に勤務した場合には、労使協定に定める時間労働したものとなす。

2 再雇用常勤職員の始業時刻・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業時間 午前8時30分

終業時刻 午後5時00分

休憩時間 正午から午後0時45分まで

3 前項の規定にかかわらず、業務上の必要がある場合には、1日の所定労働時間が7時間45分を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

(再雇用パートタイム職員の所定労働時間)

第18条 再雇用パートタイム職員の所定労働時間は、1週間（日曜日から土曜日までとする。）につき30時間から35時間の範囲内とする。

2 始業・終業の時刻は、1日の所定労働時間7時間45分を越えない範囲で、個別に定める。

(年次休暇)

第19条 再雇用職員は、1の年（1月1日からその年の12月31日まで）ごとに、20日の年次休暇を与える。

2 前項の規定にかかわらず、職員として定年退職し、引き続き再雇用職員として採用された者の年次休暇については、定年退職となった日における未使用の年次休暇及び時間数を引き継ぐものとする。

る。

3 年次休暇は再雇用職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、再雇用職員の請求する時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

4 第1項に規定する20日の年次休暇が付与された再雇用職員に対して、付与日から1年以内に、当該再雇用職員の有する年次休暇日数のうち5日について、再雇用職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して与えるものとする。ただし、再雇用職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分（時間単位の年次休暇は除く。）を5日から控除するものとする。

(病気休暇等)

第20条 再雇用常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があることがやむを得ないといと認められる場合には、期間は引き続き90日（暦日数）を超えることはできない。

2 再雇用パートタイム職員が負傷又は疾病のため療養する必要があることがやむを得ないと認められる場合には、必要と認められる期間の無給の休暇を与えるものとする。ただし、期間は引き続き90日（暦日数）を超えることはできない。

(所定労働時間等に関する必要事項)

第21条 この規則に定めるもののほか、再雇用職員の所定労働時間、休日及び休暇等については必要な事項は、再雇用常勤職員にあっては国立大学法人愛知教育大学大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（2004年規程第10号）、再雇用パートタイム職員にあっては、国立大学法人愛知教育大学非常勤職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（2004年規程第26号）を準用する。

第4章 給与

(再雇用常勤職員の給与)

第22条 再雇用常勤職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 本給は、次の各号に定める基本月額とする。

一 大学教育職員

必 要 条 件	名 称	基本本給表及び職務の級	基本月額
定年退職時に教授	特別教授	教育職本給表（一）5級	324,600円
定年退職時に准教授	特別准教授	〃 4級	275,100円
定年退職時に講師	特別講師	〃 3級	256,200円
定年退職時に助教又は助手	特別助教 又は特別助手	〃 2級	227,100円

二 イ 附属学校教育職員のうち、小学校、中学校又は幼稚園に勤務する職員

必 要 条 件	名 称	基本本給表及び職務の級	基本月額
定年退職時に校（園）長及び副校（園）長	特別教員	教育職本給表（三）4級	269,500円

定年退職時に教頭	特別教員	級	3	253,300円
定年退職時に主幹教諭及び教諭				
定年退職時に養護教諭				
定年退職時に栄養教諭				

必 要 条 件	名 称	基本本給表及び職務の級	基本月額
定年退職時に校長及び副校長	特別教員	教育職本給表（二）4級	283,900円
定年退職時に教頭	特別教員	”	270,400円
定年退職時に主幹教諭及び教諭	特別教員	”	249,700円
定年退職時に養護教諭			
定年退職時に栄養教諭			

必 要 条 件	名 称	基本本給表及び職務の級	基本月額
定年退職時に部長	参与	一般職本給表（一）7級	266,900円
定年退職時に課長	参事又は専門職員	”	246,100円
定年退職時に副課長	専門職員	”	235,800円
定年退職時に係長		”	228,600円
定年退職時に主任以下	再雇用事務職員	”	210,000円
定年退職時に保健師又は看護師	保健師又は看護師	医系職本給表（三）3級	217,500円

3 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、地域手当、単身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。

4 その他給与の支給に関し必要な事項は、国立大学法人愛知教育大学職員給与規程（2004年規程第12号）を準用する。

（再雇用パートタイム職員の給与）

第23条 再雇用パートタイム職員の給与は、時間給及び諸手当とする。

2 時間給は、次のとおりとする。

必 要 条 件	名 称	時間給
定年退職時に課長以上の職にあった者	嘱託職員	1,460円
定年退職時に副課長職にあった者		1,400円
定年退職時に係長職にあった者		1,360円
定年退職時に主任以下の職にあった者		1,250円
定年退職時に保健師又は看護師の職にあった者	嘱託保健師又は嘱託看護師	1,290円

3 諸手当は、通勤手当及び超過勤務手当とする。

4 その他給与の支給に関し必要な事項は、国立大学法人愛知教育大学非常勤職員給与規程（2004年規程第27号）を準用する。

（休職者の給与）

第24条 再雇用常勤職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、第12条第1号の規定による休職（以下「病気休職」という。）にされたときは、当該休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 再雇用常勤職員が前項以外の心身の故障により病気休職にされたときは、当該休職の期間中、本給、本給の調整額、地域手当及び期末手当（以下「本給等」という。）の100分の80を支給することができる。

3 再雇用常勤職員が刑事事件に関し起訴され、第12条第2号の規定による休職にされたときには、当該休職の期間中、本給等（期末手当は除く。）の100分の60以内を支給することができる。

4 再雇用常勤職員が第12条第3号又は第4号の規定による休職にされたときは、当該休職の期間中、本給等の100分の70以内を支給することができる。ただし、第12条第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因となるものが、業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときには、本給等の100分の100以内を支給することができる。

5 休職にされた再雇用常勤職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

第5章 雑則

（就業規則等の準用）

第25条 就業規則及び国立大学法人愛知教育大学非常勤職員就業規則（2004年規程第24号。以下「非常勤職員就業規則」という。）の準用については、当該各号に定める再雇用職員に対し、次のとおり取り扱う。

- 再雇用常勤職員 就業規則第7条、第9条、第13条、第17条から第22条まで、第24条、第25条、第29条、第32条から第34条まで、第36条、第38条、第40条から第51条まで、第54条から第55条まで、第57条から第62条まで、第64条から第68条までの規定は、これを準用する。
- 再雇用パートタイム職員 非常勤職員就業規則第9条、第12条、第13条の規定は、これを準用する。

附 則

（施行日）

- この規則は、2013年4月1日から施行する。
（再雇用期間の経過措置）
- 第5条の規定にかかわらず、就業規則の附則（2013年規程第22号）第2項に該当する者は、基準の適用年齢まで継続雇用し、その後は1事業年度を超えない範囲で更新することができる。

る。

(再雇用職員就業規則の特例)

- 3 2013年4月1日から2014年3月31日までの間における、第2条第2項及び第3項に掲げる再雇用常勤職員の本給及び諸手当の支給に当たっては、国立大学法人愛知教育大学職員給与規程の臨時特例に関する規程(2012年規程第45号)を準用する。

(規程の廃止)

- 4 国立大学法人愛知教育大学職員の再雇用に関する規程(2005年規程第17号)は、廃止する。

附 則 (2015年規程第8号)

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2018年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き、再雇用職員である者の受ける本給又は時間給(以下この項及び次項において「本給」という。)が、同日において受けていた本給に達しないこととなる職員には、本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 施行日以降に新たに再雇用職員となった者について、前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。

附 則 (2016年規程第6号)

この規則は、2016年2月24日から施行し、2015年12月1日から適用する。

附 則 (2016年規程第58号)

この規則は、2016年12月13日から施行し、2016年12月1日から適用する。

附 則 (2018年規程第5号)

この規則は、2018年1月29日から施行し、2017年12月1日から適用する。

附 則 (2018年規程第39号)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2018年規程第62号)

この規則は、2018年12月25日から施行し、2018年12月1日から適用する。

附 則 (2019年規程第39号)

この規則は、2019年12月24日から施行する。

附 則 (2020年規程第2号)

この規則は、2020年1月31日から施行し、2020年1月1日から適用する。ただし、第1

9条第3項及び同条第4項は、2019年4月1日から施行する。

2019年12月11日
学 長 決 定

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）に置くシニア特別教員の制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基準によるシニア特別教員の制度とは、初等中等教育諸学校の教職員（教育委員会及びその関係機関において学校教育にかかわる業務を行う職を含む。）又は教育活動と子どもたちを支援する専門職（次条において「学校現場等従事者」という。）として長期にわたる指導経験又は実務上の業績を有し、かつ、実践探究及び学問探究の能力があると本学が認めて専任の大学教員として雇用する者に対して、称号を付与し、職務に従事させることにより、本学の機能の更なる強化に資することを目的とする制度をいう。

(対象者)

第3条 シニア特別教員として雇用することができるときは、次のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 専任の学校現場等従事者として、おおむね30年以上の経歴を有する者
 - (2) 雇用される日の前日における年齢が60歳から62歳までの者であって、雇用される日において退職している者
 - (3) 愛知教育大学教員選考基準（2004年5月12日制定）に基づき、本学の専任の教授又は准教授になることのできる者
- (選考及び審査)

第4条 シニア特別教員の選考に係る手続きについては、愛知教育大学教員選考手続要項（2004年要項第9号）に定める採用についての規定によるものとし、その審査の基準並びに評価の項目及び方法については、愛知教育大学教員選考基準に関する運用申合せ（2007年9月13日制定）に定める実務系についての規定によるものとする。

(付与する称号)

第5条 この基準に基づきシニア特別教員として雇用された者に付与する称号は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条の審査の結果、専任の教授に相当するものとして適格とされた者 シニア特別教授
 - (2) 前条の審査の結果、専任の准教授に相当するものとして適格とされた者 シニア特別准教授
- (職務)

第6条 シニア特別教員として雇用された者は、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事することを通じて実践的指導力の育成の推進に努めるほか、管理運営及び社会貢献の職務を行うものとする。

(待遇)

第7条 シニア特別教員として雇用された者の労働条件その他の就業に関する事項は、別段の定めを置く場合を除き、本学の専任の大学教員に適用される就業に関する事項の定めによる。

2 シニア特別教員として雇用された者の給与は、国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員給与規程（2017年規程第24号）に基づく年俸制によるものとする。ただし、学長が、当該規程の規定によることが不適当となる事由があると認める場合は、特別の取扱いをすることができるとする。

3 シニア特別教員として雇用された者が、国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号）第56条の規定により再雇用職員となった場合において、第5条の規定により付与された称号は再雇用職員である間も付与することとし、給与の取扱いについては前項の規定によるものとする。

(基準の改廃)

第8条 この基準の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が決定する。

(雑則)

第9条 この基準に定めるもののほか、シニア特別教員に関し必要な事項については別段の定めを置く場合は、それによる。

附 則

この基準は、2019年12月11日から施行する。

履修基準 卒業要件（令和3(2021)年度入学生から適用）

教職科目

一部に教職科目有

科目区分				履修方法	教育学部 学校教員養成課程						
					幼児教育専攻	義務教育専攻			高等学校教育専攻	特別支援教育専攻	養護教育専攻
						学校教育科学 生活・総合 ICT活用支援 各専修	日本語支援 専修	教科指導系 10専修			
共通教育科目	教養科目群	基礎教養科目	初年次演習	必修	1	1	1	1	1	1	1
			キャリアデザイン科目	必修	2	2	2	2	2	2	2
			課題探究科目	選択	4	4	4	4	4	4	4
		教育実践教養科目	教職教養科目	必修	6	6	6	6	6	6	6
			現代的教育課題対応科目	必修	4	4	4	4	4	4	4
			実践力育成科目	必修 選択	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1
	日本国憲法			必修	2	2	2	2	2	2	
	情報教育入門			必修	2	2	2	2	2	2	
	外国語科目	英語		必修	1	1	1	1	1	1	1
		初習外国語	ドイツ語 フランス語 中国語 ポルトガル語	左の科目 から1科目 選択	2	2	2	2	2	2	2
英語コミュニケーション		必修	2	2	2	2	2	2	2		
スポーツ科目		必修	2	2	2	2	2	2	2		
専門教育科目	専攻基礎科目群	教育科目	必修 選択	11 ※1 6	17	18	18	18	18	18	
		保育内容科目	必修	12							
		保育内容指導法科目	必修	10							
		初等教科内容科目	必修 選択		10	10		10			
		初等教科教育法科目	必修 選択		20	12	20		20		
		中等教科内容科目	必修 選択			12 12	12 8	20			
		中等教科教育法科目	必修 選択			2	2 ※12	8			
		養護に関する科目	必修						28		
	専攻科目群	幼児教育専攻科目	必修 選択	8 11	19						
		義務教育専攻科目	選択		14	14	4 ※12	—			
		高等学校教育専攻科目	選択				※11	14			
		特別支援教育専攻科目	必修 選択		※4	—	※4	—	27 ※3 4	31	
		養護教育専攻科目	必修 選択						7 13	20	
	教育実践開発科目群	初等教科教育開発I	選択		※5	1	※5	1	※5	1	
		中等教科教育開発I	選択					※6	1		
		初等教科教育開発II	選択		※5	1	※5	1	※5	1	
		中等教科教育開発II	選択		※6	1	※6	1	※6	1	
		学校教育実習の指導	必修	1	1	1	1	1	1	1	1
		学校教育実習(幼稚園)	必修	4							
		学校教育実習(小学校)	必修		4	4	4		4		
		学校教育実習(中学校・高等学校)	必修					4			
		学校教育実習(養護実習)	必修								4
		特別支援学校教育実習	必修		※4	—		※4	—	※7	3
		保育実習・保育実習指導科目	選択	※8	—						
		小学校教育実習	選択	※9	—	※9	—				
		中学校教育実習	選択		※9	—	※9	—	※9	—	
		高等学校教育実習	選択					※9	—		
		中学校教育実習(保健)	選択							※10	—
		教職実践演習	必修	2	2	2	2	2	2	2	2
	卒業研究			必修	6	6	6	6	6	6	6
自由科目			選択	19	19	19	15	21	1	17	
合計					128	128	128	128	128	128	

(*注) 自由科目の単位数については、自由科目群に該当する科目の他に、各科目群の卒業要件を超えて修得した単位数を含むことができる。

- ※1 幼児教育専攻:「道徳教育論」と「初等教科教育法科目」10単位の履修で小二種が取得可能（初等生活科教育法を除くなど、履修に条件あり）
- ※2 幼児教育専攻:旧免許法の振替科目（国・算・生・音・図・体）を指定
- ※3 特別支援教育専攻:教員免許状で視覚障害者や聴覚障害者の領域指定を受ける場合、領域の選択科目4単位を全て揃える必要あり
- ※4 義務教育（学校教育科学、生活・総合、ICT活用支援）・高等学校教育専攻:特別支援教育専攻科目の必修から16単位＋特別支援学校実習3単位で特支二種取得
- ※5 初等教科教育開発I・II:教科での教材・授業デザイン演習(附属参観含む)・・・Iは小学校各教科で開設、IIは総合学習で開設
- ※6 中等教科教育開発I・II:教科での教材・授業デザイン演習(附属参観含む)・・・Iは高校の6教科で開設、IIは中学校の各教科(高校の情報を含む)で開設
- ※7 特別支援学校教育実習:事前・事後指導の1単位を含む
- ※8 保育実習・保育実習指導科目:A～Cの3系統(実習2単位・実習指導1単位)計9単位
- ※9 小学校実習・中学校実習・高等学校実習:専攻での履修に応じた応用実習として2単位
- ※10 中学校教育実習(保健):事前・事後指導1単位を含む5単位
- ※11 高等学校教育専攻科目:専攻科目内に開設した教職科目を含めて選択するよう指定
- ※12 高等学校教育専攻(数学・理科):専攻基礎科目(情報科教育)と義務教育専攻科目(ICT活用支援)の教職科目履修で高校情報一種取得

履修モデル（幼児教育専攻）

1年次		2年次		3年次		4年次	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
初年次演習	1 ものづくりリテラシー	1 外国人居民生徒支援教育	1 キャリアデザインⅡ	1 学校体験活動Ⅱ	1		
キャリアデザインⅠ	1 市民リテラシー	発達障害のある児童生徒理解基礎	1 情報の活用と管理				
学校体験活動入門	1 教職論	英語コミュニケーションⅡ	1 学校保健・学校安全				
情報教育入門	2 特別支援教育基礎	ドイツ語Ⅱ	1 学校体験活動Ⅰ				
英語Ⅰ	1 ジェンダー・セクシュアリティと教育						
日本国憲法	2 英語コミュニケーションⅠ						
教育原論	2 スポーツⅠ		スポーツⅡ				
	ドイツ語Ⅰ						
発達と学習の心理学	2 幼児と言葉	教育システム論	2 道徳教育の理論と方法	総合的な学習の時間の指導法	2 特別活動の理論と方法	教育相談の理論と方法	2
幼児の理解と指導	2 幼児と表現	保育内容指導法・環境	2 保育内容指導法・言葉	教育の方法と技術	2	保育内容指導法・健康	2
			保育内容指導法・表現	幼児教育課程論	2		
			幼児と健康	保育内容指導法・人間関係	2		
			幼児と人間関係	幼児と環境	2		
幼児心理学	2 幼児教育学	保育内容総論	2 保育内容の理解と方法CⅠ	社会的養護	2 幼児教育学演習	子ども家庭支援論	2
社会福祉学原論	2 子ども家庭福祉	幼児心理学演習	2 子育て支援	保育内容の理解と方法DⅠ	1 子ども家庭支援の心理学		
保育内容の理解と方法BⅠ	1 保育内容の理解と方法AⅠ	乳児保育Ⅱ	1	子どもの健康と安全	1 障害児保育		
子どもの保健	2 乳児保育Ⅰ			子どもの食と栄養	2		
				社会的養護内容	1		
		保育実習A	2 保育実習B	保育実習C	2 学校教育実習	教職実践演習	2
		保育実習指導A	1 保育実習指導B	保育実習指導C	1		
				学校教育実習の指導		卒業研究	6
						卒業要件 単位数	128

注）背景のクリーム色は学校教員養成課程必修科目

子どもの発達過程を理解し、一人一人に応じた教育・保育を適切に行うことのできる保育者

履修モデル（義務教育専攻）

1年次		2年次		3年次		4年次	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通教育科目	初年次演習	1	多文化リテラシー	2	学校体験活動Ⅱ	1	
	キャリアデザインⅠ	1	科学リテラシー	2			
	学校体験活動入門	1	教職論	2			
	情報教育入門	2	特別支援教育基礎	1			
	英語Ⅰ	1	プレゼンター・セクシュアリティと教育	1			
	日本国憲法	2	英語コミュニケーションⅠ	1			
	教育原論	2	スポーツⅠ	1			
			中国語Ⅰ	1			
			中国語Ⅱ	1			
			外国人児童生徒支援教育	1			
専門教育科目	発達と学習の心理学	2	初等算数科教育内容A	1	総合的な学習の時間の指導法	2	
	初等国語科教育内容A	1	初等生活科教育内容A	1			
	初等社会科教育内容A	1	初等算数科教育内容A	1			
	初等理科教育内容BⅠ	1	初等理科教育内容A	1			
	物理学Ⅰ	2	化学Ⅱ	2			
	化学Ⅰ	2	初等英語科教育内容A	1			
			初等算数科教育内容B	2			
			初等国語科教育内容A	2			
			初等社会科教育内容A	2			
			物理学Ⅱ	2			
専攻基礎科目群	基礎物理学演習Ⅰ		物理学実験	1	教育の方法と技術の理論と方法	2	
			化学実験	1			
			教育システム論	2			
			初等図画工作科教育内容A	1			
			初等家庭科教育内容A	1			
			初等体育科教育内容A	1			
			初等英語科教育内容A	1			
			初等算数科教育内容A	2			
			初等理科教育内容A	2			
			初等国語科教育内容A	2			
教育実践開発科目群	物理教材実験Ⅱ		物理教材実験Ⅰ	1	教育課程論	2	
			物理教材実験Ⅱ	1			
			物理学ゼミナール	2			
			初等図画工作科教育内容A	1			
			初等家庭科教育内容A	1			
			初等体育科教育内容A	1			
			初等英語科教育内容A	1			
			初等算数科教育内容A	1			
			初等理科教育内容A	1			
			初等国語科教育内容A	1			
卒業研究	卒業研究		卒業研究	6	卒業要件単位数	128	
			卒業研究	6			
			卒業研究	6			
			卒業研究	6			
			卒業研究	6			
			卒業研究	6			
			卒業研究	6			
			卒業研究	6			
			卒業研究	6			
			卒業研究	6			

(注)

背景のクリーム色は学校教員養成課程必修科目

履修于テル(高等学校教育専攻【数学】)

[illegible]

履修モデル（高等学校教育専攻【英語】）

共通教育科目

1年次		2年次		3年次		4年次	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
初年次演習	1 多文化リテラシー 2	外国人児童生徒支援教育	1 キャリアデザインⅡ 1	多文化体験活動Ⅱ 1			
キャリアデザインⅠ	1 科学リテラシー 2	発達障害のある児童生徒理解基礎	1 情報の活用と管理 1	海外教育演習 2			
学校体験活動入門	1 教職論 2	英語コミュニケーションⅡ	1 学校保健・学校安全 1				
情報教育入門	2 特別支援教育基礎 1	ポルトガルⅡ	1 学校体験活動Ⅰ 2				
英語Ⅰ	1 ジェンダー・セクシュアリティと教育 1	朝鮮語	1 スポーツⅡ 1				
日本国憲法	2 英語コミュニケーションⅠ 1		ポルトガル語 1				
教育原論	2 スポーツⅠ 1						
	ポルトガル語Ⅰ 1						
専攻基礎科目群		発達と学習の心理学	2 音声学 1	総合的な学習の時間の指導法	2 特別活動の理論と方法 2	教育相談の理論と方法 2	
		英語文学演習Ⅰ	1 英文法 2	教育の方法と技術 2	中等英語科教育法CⅢ 2	中等英語科教育法CⅣ 2	
		オーラルコミュニケーションⅠ	1 英語文学演習Ⅱ 1	教育課程論 2			
				英語史Ⅰ 2			
専攻科目群				英語文学講義Ⅱ 2			
				ライティングⅠ 1			
		英語文学講義Ⅰ	2 英語学講義Ⅱ 2	英語学演習Ⅱ	1 英語史Ⅱ 2	英語学講義Ⅲ	2 英語学演習Ⅴ 1
		英語教育演習Ⅰ	1 英語文学演習Ⅲ 1	英語文学演習Ⅳ	1 オーラルコミュニケーションⅡ 1	英語学演習Ⅳ	1
			英語教育演習Ⅱ 1	ライティングⅡ	1 英語学特殊講義 2	英語文学演習Ⅴ	1
				異文化講義Ⅰ	2 英語学演習Ⅲ 1	異文化講義Ⅲ	2
教育実践開発科目群				英語教育演習Ⅲ	1 異文化講義Ⅱ 2		
				英語教育演習Ⅳ	1		
				英語教育実践	2		
						中学校教育実習(副任実習)	2 教職実践演習 2
卒業研究				1 学校教育実習の指導	4		
				中等教科教育開発Ⅱ(英語)	1		
				中等教科教育開発Ⅱ(英語)	1		
						卒業研究	6
						卒業要件単位数	128

(注)

背景のクリーム色は学校教育員養成課程必修科目

履修モデル (特別支援教育専攻)

多様な障害がいのある子どもたちの状態と教育ニーズに向き合って適切な指導・支援を行える特別支援学校の教諭

専攻基礎科目群

専攻科目群

教育実践開発科目群

卒業研究

1年次

2年次

3年次

4年次

前期

後期

前期

後期

前期

後期

前期

後期

初年次演習

キャリアデザインⅠ

学校体験活動入門

情報教育入門

英語Ⅰ

日本国憲法

教育原論

1 多文化リテラシー

2 市民リテラシー

2 教職論

2 特別支援教育基礎

1 ジェンダー・セクシュアリティと教育

2 英語コミュニケーションⅠ

2 スポーツⅠ

中国語Ⅰ

外国人児童生徒支援教育

発達障害のある児童生徒理解基礎

英語コミュニケーションⅡ

中国語Ⅱ

中国語Ⅲ

1 キャリアデザインⅡ

1 情報の活用と管理

1 学校保健・学校安全

1 学校体験活動Ⅱ

1 スポーツⅡ

1

学校体験活動Ⅱ

総合的な学習の時間の指導法

教育の方法と技術

教育課程論

初等生活科教育法A

初等音楽科教育法A

2

2 特別な活動の理論と方法

2 生徒指導・進路指導の理論と方法

2 初等図画工作科教育法A

2 初等家庭科教育法A

2 初等理科教育法A

2 初等算数科教育法A

2 初等国語科教育法A

2 初等社会科教育法A

教育相談の理論と方法

初等体育科教育法A

初等英語科教育法A

2

特別支援教育基礎論

知的障害者の教育課程・指導法

1

2 知的障害者の教育課程・指導法

1 聴覚障害者の教育課程・指導法

1 肢体不自由者の教育課程・指導法

2

1 視覚障害者の病理概論

1 聴覚障害者の病理概論

1 知的障害者の病理概論

1 知的障害者の教育課程・指導法

1 総論障害者のアセスメント

1 知的障害者のアセスメント

1 脆弱者心理・生理概論

2

1 発達障害者教育総論

1 重複障害者教育総論

2

特別支援学校教育実習Ⅰ(課外)

学校教育実習Ⅳ
学校教育実習の指導

3 教師実践演習
(副実習)

2

卒業研究

卒業要件
単位数

128

背景のクリーム色は学校教員養成課程必修科目

(注)

教育実習の実習先確保の状況

教育実習先一覧			
学校名	愛知教育大学附属幼稚園（愛知県名古屋市東区大幸南 1 の 126） 学級数：6 児童数：139 人		
教員数	7 人（内訳）副園長 1 人 教諭 6 人		
学校名	愛知教育大学附属名古屋小学校（愛知県名古屋市東区大幸南 1 の 126） 学級数：19 児童数：629 人		
教員数	34 人（内訳）校長 1 人、教頭 1 人、主幹教諭 1 人 教諭 29 人、養護教諭 1 人、栄養教諭 1 人		
学校名	愛知教育大学附属岡崎小学校（愛知県岡崎市六供町八貫 15） 学級数：18 児童数：591 人		
教員数	25 人（内訳）校長 1 人、教頭 1 人、主幹教諭 1 人、教諭 21 人、養護教諭 1 人		
学校名	愛知教育大学附属名古屋中学校（愛知県名古屋市東区大幸南 1 の 126）学級数：12 生徒数：473 人		
教員数	31 人（内訳）副校長 1 人、教頭 1 人、主幹教諭 1 人、教諭 27 人、養護教諭 1 人		
学校名	愛知教育大学附属岡崎中学校（愛知県岡崎市明大寺町栗林 1）学級数：12 生徒数：444 人		
教員数	26 人（内訳）校長 1 人、教頭 1 人、主幹教諭 1 人、教諭 22 人、養護教諭 1 人		
学校名	愛知教育大学附属高等学校（愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1）学級数：15 生徒数 598 人		
教員数	35 人（内訳）校長 1 人、教頭 1 人、主幹教諭 1 人、教諭 30 人、特別教員 1 人、養護教諭 1 人		
学校名	愛知教育大学附属特別支援学校（愛知県岡崎市六供町八貫 15）学級数：9 生徒数 60 人		
教員数	29 人（内訳）副校長 1 人、教頭 1 人、主任教諭 1 人、教諭 24 人、養護教諭 1 人、栄養教諭 1 人		
教育委員会名	愛知県教育委員会	小学校:707 校 中学校:305 校 高等学校:137 校	特別支援学校:36 校
	名古屋市教育委員会	小学校:262 校 中学校:112 校 高等学校:35 校	特別支援学校:4 校
	刈谷市教育委員会	こども園:16 校	
	安城市教育委員会	幼稚園:2 校 こども園:2 校	
	岡崎市教育委員会	こども園:5 校	
	半田市教育委員会	幼稚園:6 校	
	清須市教育委員会	幼稚園:1 校	

養護実習先一覧			
学校名	愛知教育大学附属名古屋小学校（愛知県名古屋市東区大幸南 1 の 126） 学級数：19 児童数：629 人		
教員数	34 人（内訳）校長 1 人,教頭 1 人,主幹教諭 1 人 教諭 29 人,養護教諭 1 人,栄養教諭 1 人		
学校名	愛知教育大学附属岡崎小学校（愛知県岡崎市六供町八貫 15） 学級数：18 児童数：591 人		
教員数	25 人（内訳）校長 1 人,教頭 1 人,主幹教諭 1 人, 教諭 21 人,養護教諭 1 人		
教育委員会名	愛知県教育委員会	小学校:707 校	
	名古屋市教育委員会	小学校:262 校 中学校:112 校	

教育実習の事前・事後指導の計画
○主免実習の事前指導・事後指導：授業科目【学校教育実習の指導】 3年後期 30時間 ○副免実習の事前指導・事後指導 事前指導：4年次 4月～5月 6時間 事後指導：4年次 7月 3時間
内容（具体的な指導項目） 教育実習へ向けて指導する立場に入るための事前準備と、実習の事後振り返りで見出した自己課題の解決へ向けた探求や将来展望を行わせる。なお、教科指導や養護活動に関する実践演習科目群や専攻科目群での学修による知見と関係付けながら展開する。
（事前指導） 第1回：オリエンテーション：学校教育実習に向けて 第2回：子どもの成長への指導の役割と教師の責任 第3回：人と関わり，人をつなぐ役割で大事なこと 第4回：学校で実習する上で大事なこと 第5回：学校からの期待（1）：校長による講話 第6回：学校からの期待（2）：実習担当教員による講話 第7回：児童生徒に応じた配慮や指導について （事後指導） 第8回：学校教育実習を振り返って 第9回：実習の成果から，自己課題を見いだす（1）：講話・自己検討とアドバイス 第10回：実習の成果から，自己課題を見いだす（2）：グループ協議 第11回：課題の改善に向けた取り組みの計画（1）：講話・自己計画とアドバイス 第12回：課題の改善に向けた取り組みの計画（2）：課題別グループ協議 第13回：教員就職に向けて（1）：意欲喚起のためのセミナー 第14回：教員就職に向けて（2）：実務能力向上のためのセミナー 第15回：教員になる自分の成長と将来構想
活動記録ポートフォリオと学修課題，期末レポートにより評価

体験活動先一覧

授業科目	実習先	所在地	受け入れ 可能人数
自然体験活動	NPO法人みよしの自然環境を守る会	愛知県みよし市周辺	43
自然体験活動	トヨタ車体株式会社	愛知県刈谷市一里山町金山100	42
多文化体験活動	カンボジア	-	31
多文化体験活動	インドネシア	-	10
多文化体験活動	タイ	-	50
多文化体験活動	ベトナム	-	16
多文化体験活動	モンゴル	-	17
多文化体験活動	韓国	-	9
多文化体験活動	台湾	-	7
多文化体験活動	中国	-	2
多文化体験活動	フィリピン	-	29
多文化体験活動	マレーシア	-	22
企業体験活動	福富金属株式会社	愛知県大府市梶田町1丁目43	5
企業体験活動	株式会社ハウスジャパン	愛知県高浜市神明町7丁目13-13番地38	7
企業体験活動	株式会社エスワイフード	愛知県名古屋市中区新栄1丁目22-24	6
企業体験活動	矢作建設工業株式会社	愛知県名古屋市中区葵三丁目19番7号	6
企業体験活動	名古屋鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	6
企業体験活動	株式会社名鉄インプレス	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番25号	6
企業体験活動	吉田麺業有限会社	愛知県名古屋市中川区中川区荒子5丁目36-1	6
企業体験活動	株式会社PAP	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目17-13 番号 いちご丸の内ビル 3F	6
企業体験活動	株式会社コメ兵	愛知県名古屋市中区大須三丁目25番31号	7
企業体験活動	プロコワ	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目17-3 メイヨンビル	7
企業体験活動	株式会社ワールドコネクション	愛知県名古屋市中区錦1丁目6-5	7
企業体験活動	株式会社コバック	愛知県豊田市梅坪町10-5-3	6
企業体験活動	大橋園芸	愛知県豊田市鴛鴦町畑林280	7
企業体験活動	株式会社ウィーアップコーポレーション	愛知県一宮市長島町4丁目1-1	6
企業体験活動	NTTメディアサプライ株式会社	愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号	7
企業体験活動	株式会社カネスエ	愛知県一宮市大和町氏永字仲林140-1	6
企業体験活動	株式会社まるは	愛知県知多郡南知多町大字豊浜字峠8	4
企業体験活動	原田車両設計株式会社	愛知県みよし市 三好町中島24 中島ビル	6
企業体験活動	株式会社マイシン	愛知県豊橋市神野新田町字トノ割15-1	5
企業体験活動	洋菓子フィレンツェ	愛知県名古屋市中川区荒子1-115-1	6
企業体験活動	株式会社チタコーポレーション	愛知県半田市昭和町1-15-1 チタコー本社ビル	3
企業体験活動	水谷工業株式会社	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪尼ヶ根34-22	6
企業体験活動	有楽製菓株式会社	愛知県豊橋市原町字蔵社88番地	7
企業体験活動	中西電機工業株式会社	愛知県名古屋市中区富士見町9-1	4
企業体験活動	株式会社ホンダカーズ東海	愛知県名古屋市中区昭和区滝川町62番地の1	6
企業体験活動	人財企画	愛知県名古屋市中区栄1-18-1 ハイッサンライズ2F	6
企業体験活動	株式会社依佐美	愛知県刈谷市半城土西町2丁目3-6	7
企業体験活動	中部電力株式会社	名古屋市内科学館、小学校等	11

【学校体験活動入門活動先一覧】

	事業番号	事業名称	受入人数目安
名古屋市	1	なごや教職インターンシップ	50
	2	なごやフレンドリーナウ	18
	3	名古屋土曜学習プログラム	7
尾張	4	一宮市	43
	5	稲沢市	14
	6	瀬戸市	9
	7	春日井市	35
	8	小牧市	14
	9	尾張旭市	5
	10	豊明市	9
	11	日進市	11
	12	清須市	5
	13	北名古屋市	13
	14	長久手市	5
	15	東郷町	8
	16	豊山町	1
	17	犬山市	4
	18	江南市	13
	19	岩倉市	3
	20	大口町	2
	21	扶桑町	4
海部	22	津島市	8
	23	愛西市	8
	24	弥富市	6
	25	あま市	16
	26	大治町	1
	27	蟹江町	2
	28	飛島村	1
知多	29	半田市	15
	30	常滑市	2
	31	東海市	7
	32	大府市	3
	33	知多市	11
知多	34	阿久比町	2
	35	東浦町	8
	36	南知多町	2
	37	美浜町	2
	38	武豊町	7
西三河	39	岡崎市	42
	40	碧南市	9
	41	刈谷市	18
	42	安城市	23
	43	西尾市	8
	44	知立市	8
	45	高浜市	10
	46	豊田市	47
	47	みよし市	12
	48	幸田町	3
東三河	49	豊橋市	40
	50	豊川市	34
	51	蒲郡市	4
	52	田原市	3
	53	新城市	2
	54	設楽町	1
	55	東栄町	1
	56	豊根村	1
県外	57	岐阜県	39
	58	三重県	20
	59	静岡県	23
附属	60	附属岡崎小学校	38
	61	附属岡崎中学校	43
	62	附属名古屋小学校	29
	63	附属名古屋中学校	23
その他	64	特別支援学校	32
	65	幼稚園・保育園	25

【学校体験活動Ⅰ活動先一覧】

		事業名称	受入人数目安
名古屋	名古屋市	なごや教職インターンシップ	105
		なごやフレンドリーナウ	71
		名古屋土曜学習プログラム(いきいきサポーター)	16
		名古屋市トワイライトスクール・トワイライトルーム	17
		名古屋市ICT支援員	6
尾張	一宮市	一宮市公立校個別受入	36
	稲沢市	稲沢市公立校個別受入	9
	瀬戸市	瀬戸市公立校個別受入	12
	春日井市	春日井市公立校個別受入	27
	小牧市	小牧市公立校個別受入	12
	尾張旭市	尾張旭市公立校個別受入	10
	豊明市	豊明市公立校個別受入	24
		とよあけ土曜塾	1
		豊明市放課後子ども教室	1
		豊明市中央小学校スポーツクラブ	4
	日進市	日進市公立校個別受入	14
	清須市	清須市公立校個別受入	5
	北名古屋市	北名古屋市公立校個別受入	9
	長久手市	長久手市公立校個別受入	5
	東郷町	東郷町公立校個別受入	5
	豊山町	豊山町公立校個別受入	1
	犬山市	犬山市公立校個別受入	7
	江南市	江南市公立校個別受入	16
		江南市こども土曜塾	1
		江南市こども未来塾	1
	岩倉市	岩倉市公立校個別受入	7
	大口町	大口町公立校個別受入	3
	扶桑町	扶桑町公立校個別受入	2
海部	津島市	津島市公立校個別受入	5
	愛西市	愛西市公立校個別受入	8
		あいさい土曜キラリ学習	1
	弥富市	弥富市公立校個別受入	4
	あま市	あま市公立校個別受入	4
	大治町	大治町公立校個別受入	2
	蟹江町	蟹江町公立校個別受入	2
	飛島村	飛島村公立校個別受入	1
知多	半田市	半田市公立校個別受入	9
	常滑市	常滑市公立校個別受入	9
	東海市	東海市公立校個別受入	9
		東海市夏休み宿題完成大作戦	1
	大府市	大府市公立校個別受入	5
	知多市	知多市公立校個別受入	8
	阿久比町	阿久比町公立校個別受入	3
	東浦町	東浦町公立校個別受入	6
	南知多町	南知多町公立校個別受入	1
	美浜町	美浜町公立校個別受入	1
	武豊町	武豊町公立校個別受入	2
西三河	岡崎市	岡崎市学生支援員	34
	碧南市	碧南市公立校個別受入	5
	刈谷市	刈谷市公立校個別受入	67
		刈谷市放課後子ども教室	7
		刈谷市生活困窮世帯学習教室	3
		刈谷市中高生の居場所づくり	3
	安城市	安城市公立校個別受入	26
		安城市子どもの学習支援事業	1
	西尾市	西尾市公立校個別受入	17
	知立市	知立市公立校個別受入	9
		知立市学習サポーター	4
	高浜市	高浜市公立校個別受入	5
	豊田市	豊田市公立校個別受入	44
		豊田市子ども学習支援ボランティア	2
		豊田市ふれあい指導員	5
	みよし市	みよし市公立校個別受入	24
	幸田町	幸田町公立校個別受入	5
東三河	豊橋市	豊橋市公立校個別受入	27
		豊橋市初期支援校	1
		豊橋市学習支援事業	9
	豊川市	豊川市公立校個別受入	18
		豊川市サマースクール	1
	蒲郡市	蒲郡市公立校個別受入	8
		蒲郡市生活困窮世帯等学習支援事業	1
	田原市	田原市公立校個別受入	2
	新城市	新城市公立校個別受入	4
	設楽町	設楽町公立校個別受入	1
	東栄町	東栄町公立校個別受入	1
	豊根村	豊根村公立校個別受入	1
その他	特別支援学校	個別の受け入れ	3
	幼稚園・保育園	個別の受け入れ	21
	県外・その他	個別の受け入れ(出身校等)	38

【学校体験活動Ⅱ 活動先一覧】

		事業名称	受入人数目安
名古屋	名古屋市	なごや教職インターンシップ	53
		なごやフレンドリーナウ	27
		名古屋土曜学習プログラム(いきいきサポーター)	5
		名古屋市トワイライトスクール・トワイライトルーム	10
		名古屋市ICT支援員	1
尾張	一宮市	一宮市公立校個別受入	17
		稲沢市公立校個別受入	4
		瀬戸市公立校個別受入	5
		春日井市公立校個別受入	10
		小牧市公立校個別受入	5
		尾張旭市公立校個別受入	6
		豊明市公立校個別受入	16
		とよあけ土曜塾	1
		豊明市放課後子ども教室	1
		豊明市中央小学校スポーツクラブ	7
	日進市	日進市公立校個別受入	3
		清須市公立校個別受入	2
	北名古屋市	北名古屋市公立校個別受入	4
		長久手市公立校個別受入	2
	東郷町	東郷町公立校個別受入	4
		豊山町公立校個別受入	1
	犬山市	犬山市公立校個別受入	3
		江南市公立校個別受入	3
	江南市	江南市こども土曜塾	1
		江南市こども未来塾	1
	岩倉市	岩倉市公立校個別受入	1
		大口町公立校個別受入	2
	扶桑町	扶桑町公立校個別受入	4
		津島市公立校個別受入	1
海部	愛西市	愛西市公立校個別受入	2
		あいさい土曜キラリ学習	1
	弥富市	弥富市公立校個別受入	2
		あま市公立校個別受入	2
	大治町	大治町公立校個別受入	4
		蟹江町公立校個別受入	1
	飛島村	飛島村公立校個別受入	1
		半田市公立校個別受入	6
	常滑市	常滑市公立校個別受入	3
		東海市公立校個別受入	3
知多	東海市	東海市夏休み宿題完成大作戦	1
		大府市公立校個別受入	5
	知多市	知多市公立校個別受入	8
		阿久比町公立校個別受入	1
	東浦町	東浦町公立校個別受入	1
		南知多町公立校個別受入	1
	美浜町	美浜町公立校個別受入	2
		武豊町公立校個別受入	1
	岡崎市	岡崎市学生支援員	12
		碧南市公立校個別受入	6
西三河	刈谷市	刈谷市公立校個別受入	28
		刈谷市放課後子ども教室	6
		刈谷市生活困窮世帯学習教室	4
		刈谷市中高生の居場所づくり	3
		安城市公立校個別受入	17
	安城市	安城市子どもの学習支援事業	2
		西尾市公立校個別受入	6
	知立市	知立市公立校個別受入	6
		知立市学習サポーター	1
	高浜市	高浜市公立校個別受入	3
東三河	豊田市	豊田市公立校個別受入	19
		豊田市子ども学習支援ボランティア	1
		豊田市ふれあい指導員	2
		みよし市公立校個別受入	11
		幸田町公立校個別受入	2
	豊橋市	豊橋市公立校個別受入	17
		豊橋市初期支援校	1
		豊橋市学習支援事業	1
		豊川市公立校個別受入	6
		豊川市サマースクール	5
その他	蒲郡市	蒲郡市公立校個別受入	7
		蒲郡市生活困窮世帯等学習支援事業	1
	田原市	田原市公立校個別受入	3
		新城市公立校個別受入	1
	設楽町	設楽町公立校個別受入	1
		東栄町公立校個別受入	1
	豊根村	豊根村公立校個別受入	1
		特別支援学校	6
	幼稚園・保育園	個別の受け入れ	3
		県外・その他	8
	附属	個別の受け入れ	7

編入学の既修得単位の読替（例）

高等専門学校での修得科目例	愛知教育大学の対応科目
日本語表現	初年次演習
保健体育	スポーツⅠ スポーツⅡ
哲学Ⅰ 歴史特論Ⅰ 現代社会学Ⅰ 法学Ⅰ	市民リテラシー
数学特論 物理特論 化学特論	科学リテラシー
英語Ⅱ 英語Ⅲ	英語Ⅰ 英語Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ
ドイツ語	ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ
統計学	確率統計Ⅰ
解析学	微分積分Ⅰ
材料力学	材料力学
熱力学	熱物理学
機械工作法	金属加工実習Ⅱ
基礎電気磁気学 電磁気学	電磁気学
工学実験	機械実験
電気回路	電子工学Ⅰ
プログラミング技法 プログラミング言語論	プログラミング
アルゴリズムとデータ構造	情報Ⅱ
ソフトウェア設計	ソフトウェアⅠ
情報ネットワーク論	情報通信ネットワーク
設計製図	製図

※実際の単位読替可否については、シラバスを確認して個別対応を行う。

履修モデル（2年次編入学学生）

1年次	
前期	後期

初年次演習	1市民リデザイン	2
情報教育入門	2科学リデザイン	2
英語 I	1英語コミュニケーション I	1
	2スポーツ I	1
	ドイツ語 I	1

ドイツ語 II	1情報の活用と管理	1
英語コミュニケーション II	1スポーツ II	1
外国人児童生徒支援教育	1キャリアデザイン II	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	1学校体験活動 I	2
キャリアデザイン I	1教職論	2
学校体験活動入門	1特別支援教育基礎	1
日本国憲法	2ジェンダー・セクショアリチイと教育	1
教育原論	2	

2年次	
前期	後期

3年次	
前期	後期

学校保健・学校安全	1
-----------	---

4年次	
前期	後期

多文化体験活動 II	1
------------	---

共通教育科目

基礎	1
----	---

専攻基礎科目群

専門教育科目

専攻科目群

教育実践開発科目群

卒業研究

ソフトウェア I	1
----------	---

教育システム論	2金属加工実習 II	1
初等図面工作科教育内容 A	1道徳教育の理論と方法	2
初等家庭科教育内容 A	1初等家庭科教育法 A	2
初等体育科教育内容 A	1初等理科教育法 B	2
初等英語科教育内容 A	1木材加工法	1
初等理科教育内容 B	1木材加工実習 II	1
粉培実習 I	1電気実習	1
情報 I	1中等技術科教育法 C I	2
木材加工実習 I	1初等図面工作科教育内容 A	1
金属加工法 I	1初等社会科教育内容 A	1
金属加工実習 I	1原動機	1
基礎情報技術	1電気 I	1
	粉培学	2

材料力学	1	
機械実験	1特別活動の理論と方法	2
発達と学習の心理学	2生徒指導・進路指導の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	2初等図面工作科教育法 A	2
教育の方法と技術	2初等算数科教育法 A	2
教育課程論	2中等技術科教育法 C III	2
初等生活科教育法 A	2初等国語科教育法 A	2
初等音楽科教育法 A	2初等社会科教育法 A	2
電気 II	1栽培実習 II	1
プログラミング実習 I		
中等技術科教育法 C II		
初等算数科教育内容 A		
初等生活科教育内容 A		
初等音楽科教育内容 A		

農学	2
----	---

情報 II	2
-------	---

初等教科教育開発 I (理科)	1学校教育実習	4
学校教育実習の指導		1
中等教科教育開発 II (技術)		1

教職実践演習	2
--------	---

卒業研究	6
------	---

科目名	22
科目名	106

卒業要件単位数	128
---------	-----

(注)

背景のグレー色は既修得単位読替科目

背景の薄オレンジ色は履修学年変更科目

様々な指導・支援に応じた専門的資質能力を有した小・中学校教員
義務教育諸学校の教員に求められる子ども理解に基づく

教師へのRoad Map

1年生 教育の基礎基本をしっかりと学習する

2年生 様々な体験を通して自分の能力を広げる

3年生 教育実習の経験をバネに、教員採用試験準備へ

4年生 自分なりの教育観・教師像の実現に向けた努力を

ステージⅠ【先生ってスゴイ】教職の理解、教職への意欲

ステージⅡ【子どもって素晴らしい】子どもも理解、学校の役割理解

ステージⅢ【学校って大変、でも大事】学校の取組理解、子どもの生活背景理解

ステージⅣ【夢に向かってGO】自己の学習課題理解、教員採用試験対応

前期 後期 夏季休業 春季休業

前期 後期 夏季休業 春季休業

前期 後期 夏季休業 春季休業

前期 後期 夏季休業 春季休業

前期 後期 夏季休業 春季休業

カリキュラム 教員養成課程の目的を再認識させる

教育原論【教育を多角的視点から理解】

初年次演習【社会的スキル・コミュニケーション力・協調性】

学校体験活動入門【学校現場の基本的な理解と子ども理解】

キャリアデザインⅠ(将来の自分)【他者と積極的に関わる能力】

教職論【教職理解と教職への意欲】

ジェンダー・セクシュアリティと教育

特別支援教育基礎

外国人児童生徒支援教育

発達障害のある児童生徒理解基礎

学校体験活動Ⅰ【授業補助などを通じた子ども理解】

情報の活用と管理

学校保健・学校安全

学校教育実習へ主眼【教職理解・子ども理解と指導法の学修】

学校教育実習の指導

初等／中等教科開発Ⅰ

初等／中等教科開発Ⅱ

特に教育実習でモチベーションの下がった学生に個別対応

学校体験活動Ⅱ

自然体験活動

多文化体験活動

企業体験活動

【体験活動を通じた豊かな人間性・社会性】

一科目選択

教員就職特任指導員

講義(授業)におけるゲストティーチャー、ガイダンスにおける講話等で教職の魅力を伝える

何でも相談室における相談につなげる

ガイダンス後に教育単位を
超えたグループワーク

ガイダンス後に教育単位を
超えたグループワーク

小論文指導(初年次学校活動体験終了後)

小論文指導(学校ポート活動Ⅰ終了後)

人選等の協力

教育実習前の相談

教育実習後のフォロー

小論文指導

二次面接指導

一次面接指導

願書指導

教職実践演習担当(1コマ)

ミドルリーダー人選等の協力

ガイダンス後に教育単位を
超えたグループワーク

ガイダンス後に教育単位を
超えたグループワーク

小論文指導(学校ポート活動Ⅰ終了後)

人選等の協力

教育実習前の相談

教育実習後のフォロー

小論文指導

二次面接指導

一次面接指導

願書指導

教職実践演習担当(1コマ)

ミドルリーダー人選等の協力

講義・相談

教育実習事前相談会

教育実習報告会

終了した学生のステップアップを狙う

ガイダンス10月「教育実習を
合格した4年生の体験談を含む」

ガイダンス12月「教採試験対策
及び教採スケジュール確認」

ガイダンス1月「教採試験対策
及び教採スケジュール確認」

進路調査

教職実践演習【教職の総仕上げ】

事前指導・事後指導

教育実習へ隣接校・特支

【校種間の違いを踏まえた教職理解
子ども理解と指導法の学修】

教務ガイダンス

教職実践演習担当(1コマ)

ミドルリーダー人選等の協力

二次面接指導

一次面接指導

願書指導

小論文指導

教育実習後のフォロー

小論文指導

二次面接指導

一次面接指導

願書指導

教職実践演習担当(1コマ)

ミドルリーダー人選等の協力

キャリア支援課・教務課

ガイダンス
大学生活を送る中での
教採加点制度
(ポランティス・英語資格等)

ガイダンス
「小論文基礎講座」

ガイダンス
「ポート活動に向けての意識付けとアドバイス」

教員志望度の変化を調査
↓教育単位での活用

ガイダンス
「小論文応用講座」

ガイダンス4・5・6・7月
「教員採用試験対策講座」

教育実習事前相談会

教育実習報告会

終了した学生のステップアップを狙う

ガイダンス10月「教育実習を
合格した4年生の体験談を含む」

ガイダンス12月「教採試験対策
及び教採スケジュール確認」

ガイダンス1月「教採試験対策
及び教採スケジュール確認」

ガイダンス5月「集団面接、
集団討議、個人面接の模擬」

ガイダンス8月
「再チャレンジ」(二次不合格者対象)

ガイダンス10月
「再チャレンジ」(二次不合格者対象)

ガイダンス

「教師になる道」の図式化ポスターを作成・掲示

愛教大の活性化と愛教大生のスキルアップを目指した 「AUE 学生チャレンジ・プログラム」募集要項

「AUE 学生チャレンジ・プログラム」とは

「AUE 学生チャレンジ・プログラム」とは、将来、愛教大の学生が社会のリーダーとして活躍することを願って企画・運営・実施能力等を高め、様々なスキルの向上を図るためのプログラムです。また、学生の皆さんの積極的な活動が、大学や地域の活性化につながることも期待しています。

学生の皆さんは、まず、興味・関心のあることを掘り下げて、プログラムを企画してみてください。例えば、「自分たちのキャリア意識を高めたい」「みんなに役立つグッズを作りたい」、「地域住民の方々との交流の場を設けたい」などの他、SDG s（持続可能な開発目標）に関する取り組みなど、やる気とアイデアさえあればどんな企画でも OK です。

二度とない学生生活。やりたいことを形にして、是非挑戦してみてください！大学は学生の皆さんの企画・活動を全面的にバックアップします！！

1. 募集企画

指定テーマ部門	a: 愛教大活性化	10 件程度、総額 400 万円 (1 件あたり 40 万円を上限)
	b: 地域交流・国際交流	
自由テーマ部門		

※過去の採択は愛知教育大学 HP 参照

(HOME > キャンパスライフ > 学生支援関係 : AUE 学生チャレンジ・プログラム)

2. 応募資格／応募条件

◎応募資格

本学の学生（大学院生、留学生を含む）のグループ又は個人であること。

教員や事務職員と連携することも可能であるが、学生が主体であること。

留学生の積極的な参加を推奨。(審査時に配慮予定)

なお、PS 団体の応募はできない。

◎応募条件

- 1) 大学及び地域・社会の活性化につながる事が期待される企画であること。
- 2) 活動を通じて、企画、運営、実施能力が高まることが期待される企画であること。
- 3) 実施期間内に終了する単年度企画であること。ただし、前年度に同様の企画で採択されているものを継続的に申請する場合は、別紙の様式により説明すること。
- 4) 卒業のための論文、研究で取り組む内容のものは不可。
- 5) 他の事業等で予算措置されているものは不可。
- 6) 施設、物品等については、借用を基本とすること。

- ◎ 参考（SDGs（持続可能な開発目標）について）
2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体で
取り組む国際的な目標であり、17 の目標・169 のタ
ーゲットで構成されています。



3. 貸与可能物品，購入できない物品等

貸与可能物品	購入できない物品等
デジタルビデオカメラ	左記の物品
ハンドマイク（拡声器）	トロフィー，盾
ワイヤレスマイクセット	プリンター
三脚	生協のコピーカード他
ポータブルプロジェクタ	
スクリーン他	

4. スケジュール

事 項		日 程	備考・注意事項
■応募受付期間		4 月上旬～中旬	希望団体は学生・国際課に以下の書類を提出すること。 ・企画書 ・必要経費内訳書 (HP からダウンロードすること)
■一次審査 (書類審査)	審査期間	4 月下旬～5 月上旬	企画書に対して，選考委員が意見を付記。
	意見伝達	5 月中旬	意見が付された事項については，二次審査までに修正・説明できるようにしておくこと。
■二次審査 (プレゼン)	審査日	5 月中旬(水)午後	パワーポイント資料を事前に学生・国際課に提出すること。
	採択企画発表	6 月上旬	結果はホームページ，学務ネット等で発表。
■企画実施期間		6 月上旬～翌 1 月末	経費使用開始日は別途通知。
■中間報告・ 大学祭掲示	保護者懇談会 発表	10 月中旬	ポスターセッション（要参加）
	中間報告書提出	10 月末〆切	9 月 30 日時点の状況報告
	大学祭掲示	11 月上旬(土・日)	保護者懇談会発表内容を掲示。
■成果発表会		翌 2 月下旬	プレゼンテーション及びポスターセッション。 優秀な企画には表彰を行う。
■春の大学祭掲示		翌 5 月中旬	成果発表会内容を掲示。